

枚方京田辺環境施設組合監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第199条第1項及び第2項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和5年2月1日

枚方京田辺環境施設組合

監査委員 分 林 義 一

監査委員 鍛冶谷 知宏

1. 監査の対象

(1) 対象

枚方京田辺環境施設組合事務局

(2) 対象事務

令和4年度における財務に関する事務の執行及び事務の管理状況

2. 監査実施日

令和4年12月23日（金）

3. 監査の結果

関係者から事情聴取し、また、提出された資料及び関係書類を監査した結果、事務処理状況等はおおむね適正に処理されているものと認められたが、一部に改善、検討を要する事項が見受けられた。

以下、留意点、意見を述べる。

【意見・要望事項】

○文書管理及び住民への情報提供等に係る事務について

それぞれの年度に発生した文書は、文書分類表に定められた簿冊に綴り込むこととなっているが、一部の文書が定められた簿冊に綴られていない事例があった。

誤った簿冊への綴り込みにより、文書検索に時間を要する事態や、文書紛失につながる危険性も危惧されることから、今後は同表に定められた簿冊に確実に綴られるよう、適切な文書管理を行うよう要望する。

今後着手するごみ処理施設建設工事の進捗等については、組合ホームページに加え「組合だより」も活用するなど、建設場所周辺の住民に対し情報提供に努めるよう要望する。